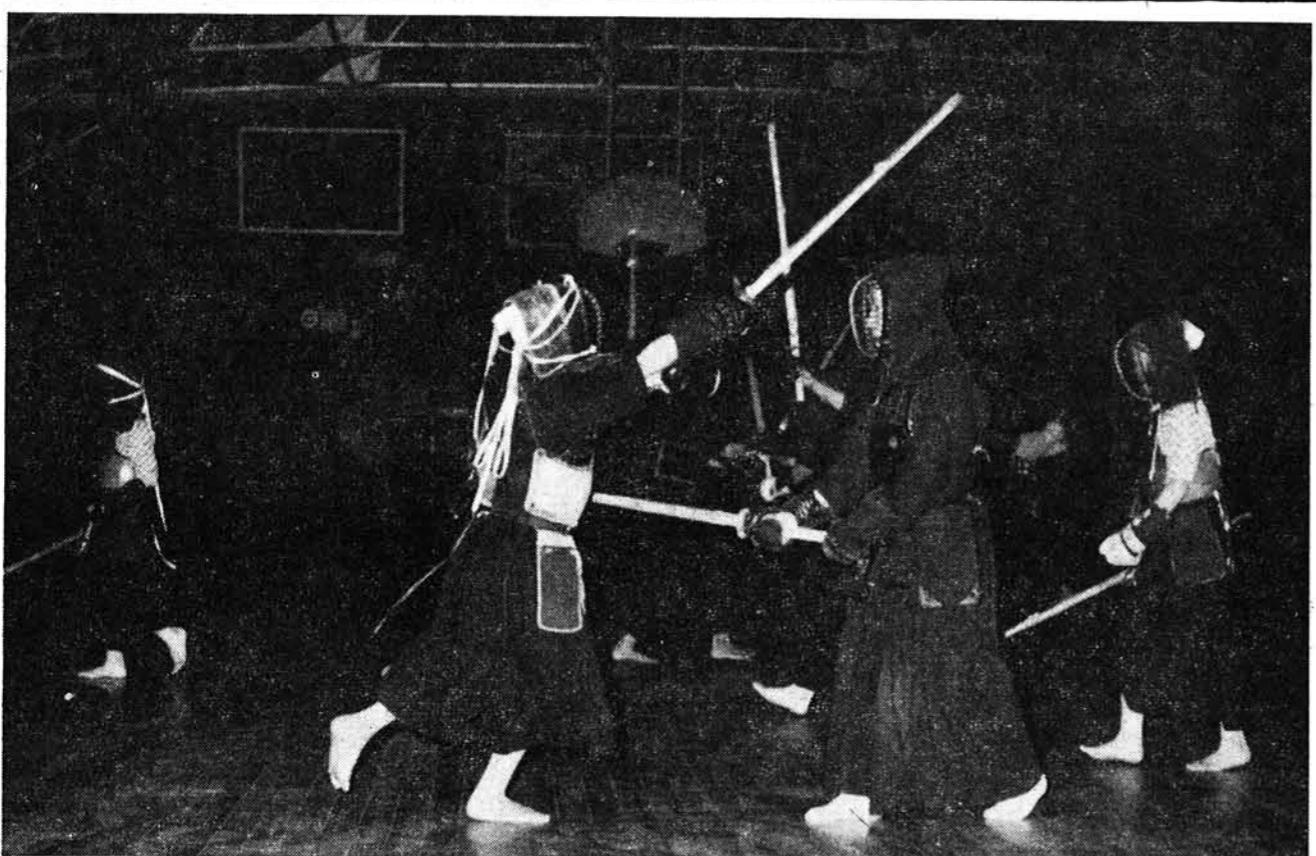


2月 (No. 56)

町長 内山大三筆

昭和46年2月10日 ■発行／与板町（代表者与板町長内山大三） ■編集 与板町だより編集委員会



# 寒さをふつとばし寒稽古

れつぱくの気合いとともに激しくぶつかり合う竹刀。気温零度以下のなか、ここだけは、寒さが感じられません。全員額に汗して自己鍛錬に一生懸命。ここで鍛えられた青少年が明かるい将来に向かつて雄々しく羽ばたいていくことでしょう。

一 人 口 の 動 き

1月31日現在

		( ) は12月末との比較	
人 口	8,035人	(+ 8人)	
男	3,893人	(+ 3人)	
女	4,142人	(+ 5人)	
世 帯	1,811	(+ 1 )	
出生	15人	死亡	4人
転入	21人	転出	24人

おもな内容は

川を汚さないで……………	2
市街化調整区域内で開発行為 建築行為をする人の届出について……………	2
農業調査結果……………	2
所得税確定申告が始まる……………	3
予防接種の知識……………	3
与板の歴史をたずねて……………	5
お知らせ……………	4

—よいた町だより 46. 2. 10 発行—

町内委員長さんが決まりました。町行政にいろいろと御協力をいただいている各町内の委員長さんが次の通り改選されましたのでお知らせいたします。

検察審査会の利用を  
交通事故、詐欺、傷害、そ  
の他いろいろな犯罪の被害者  
で、検察官から犯人を裁判に  
かけてもらえず、ご不満の方  
は、もよりの検察審査会事務  
局へご相談ください。  
審査会は長岡市にある裁判  
所内にあります。  
審査の申立てに費用はいっ  
さいかりません。  
住所は長岡市信濃二丁目六  
番一号電話は代②二二四一番  
です。



町内委員長名簿

(現在)  
電話 [tɛlə] 三五 [サンゴウ] 一毛四 [イチモウヨウ] 〇〇一〇〇〇

申請書受付場所	各農協及 町役場
尚次の事に注意して下さい。申請書は受付場所に用意してあります。	申請時に必要なもの
(1)あたらしく申請する人	①どんな機械かはつきり判る書類(例えばカタログ等)
②けん引するものは役場より所有証明、けん引しないものは売買契約書又は売渡証明	③耕作面積証明
④印かん	(2)去年に引き続いて申請する人 ①使用者証 ②耕作面積証明 ③使用者証に押してあるのと同じ印かん ④使用者証の有効期限が四十六年五月三十一日以前で切れる人で、町に固定資産又は軽自動車として登録されてない人は本人申立書 ⑤機械を買い換えたときは、新しく申請する人と同じものを用意する。
(3)共同申請する人	①機械を共同で使用する時(1)及(2)に準ずるがその他の印
②機械を各個人が所有使用する場合(「本年から新たに取り入れたもの」)イ各個人の使用者証 ③耕作面積証明書 明細書 ④使用者証に押してあるのと同一全員の印かん。	①機械を共同で使用する時(1)及(2)に準ずるがその他の印

(4)共通して気をつけなければならぬこと

①人から耕うんを頼まれたものは頼んだ人の依頼証明と耕作面積証明

②共同申請の申請代表人は出来るだけ容易に応答出来る人を選定する

以上の事に充分注意して下さい。尚くわしくは農協もしくは町役場におたずね下さ

い。

。冬期自営者学校主婦課程を開催します。

日時 二月二十四日九時半

場所 与板町農協二階

今年度最後の学校なので多数参加される様、今回は野菜作りを中心に行ないます。

- [6] -



